

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- 手続名：・第一種貨物利用運送事業の承継の届出
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第14条第2項
・貨物利用運送事業法施行規則第15条第1項
- 手続対象者：・第一種貨物利用運送事業者がその事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割があったとき、当該事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人。
- 提出時期：・第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した日から30日以内
- 提出方法：・第一種貨物利用運送事業の承継届出書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
・自動車貨物利用運送事業
・鉄道貨物利用運送事業
・内航貨物利用運送事業
・外航貨物利用運送事業
・国内航空貨物利用運送事業
・国際航空貨物利用運送事業
- 提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。
- 手数料等：・なし
- 添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第15条第2項をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。